

平成27年度文化遺産を^い活かした地域活性化事業 実務手引書

文化庁文化財部伝統文化課事業支援係
文化庁文化財部記念物課世界文化遺産企画係

事業の実施に当たっては本書を熟読の上作業を行ってください。特に文化芸術振興費補助金（文化遺産を活かした地域活性化事業）交付要綱（本手引書 p13～16）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）（本手引書 p22～27）については、必ず内容を確認してください。

本書の構成

1. 手続の流れ……………p 1
2. 各手続の詳細について……………p 2
3. 実績報告書の作成方法について……………p 4
4. 補助の対象となる経費等について……………p 6
5. その他留意事項等……………p11
6. 参考資料
 - (1)文化芸術振興費補助金（文化遺産を活かした地域活性化事業）交付要綱……………p13
 - (2)文化遺産を活かした地域活性化事業（地域の文化遺産次世代継承事業）国庫補助要項 p17
 - (3)文化遺産を活かした地域活性化事業（世界文化遺産活性化事業）国庫補助要項……………p20
 - (4)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律……………p22
 - (5)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（抄）……………p28
7. 実績報告書記入例……………p31
8. 実績報告書チェックシート……………p46

1. 手続の流れ

今後の手続の流れは①～⑩のとおりです。



2. 各手続の詳細について

文化庁に提出した書類については、その記載内容について問合せをすることがありますので、**必ず写しを取って保管してください。**

① 交付決定

提出された交付申請書にもとづき、文化庁による内容確認・審査を経て交付決定を行い、都道府県を通じ補助事業者へ交付決定通知書を送付しています。

②・③ 概算払に係る調書の作成依頼及び提出

補助金の支払は、原則、事業完了を受けて提出された実績報告書について、内容を精査し、額の確定を行った上で精算払として支払われます。ただし、補助事業の円滑な遂行のため、特に必要と認められる場合については、事業完了前に概算払を請求することが可能です。

都道府県を通じて、概算払に係る調書様式1及び2の作成を依頼しますので、概算払を希望される場合は、調書等(様式1, 2)を作成の上、都道府県を通じて文化庁に提出してください。調書等の作成方法については、別途送付する概算払手引書を御参照ください。

(平成27年7月14日(火)文化庁提出締切)

④・⑤ 概算払請求書の提出・補助金の支払

文化庁から各都道府県の担当者を通じ、概算払に係る請求書の提出依頼及び概算払協議の結果等について御連絡いたします。

⑥ 計画変更承認申請書の提出(必要な場合)

交付決定後に、交付申請書に記載された事業の内容又は補助対象経費の総額や内訳を変更しようとするときは、計画変更承認申請書(交付要綱「様式第3」)を提出し、文化庁長官の承認を受ける必要があります。計画変更事由が生じた場合、計画変更承認申請書を作成するとともに、補助額に変更がある計画変更については、事前に文化庁へ御相談ください。

(抄)文化芸術振興費補助金(文化遺産を活かした地域活性化事業)交付要綱

第6条 補助金の交付決定に当たっては、長官は次の各号に掲げる事項を条件として付すものとする。

(1) 補助事業者は、次に掲げる場合の一に該当するときは、あらかじめ計画変更承認申請書(様式第3)を長官に提出し、その承認を受けなければならない。

ア 補助対象経費の総額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の総額の20パーセント以内の変更はこの限りではない。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助金の交付決定額及び補助対象経費の額に影響を及ぼすことなく補助事業の目的の達成をより効率的にするために、補助事業の内容を変更する場合、又は、当該事業の目的に及ぼす影響が軽微であると認められる場合を除く。

計画変更承認申請書を文化庁に提出する場合は、計画を策定した地方公共団体が、直接文化庁へ提出してください。

⑦ 計画変更承認通知書の送付

提出された変更内容について文化庁で精査・検討を行い、承認結果を通知します。(金額の変更を伴う計画変更の場合は、変更交付決定を行い、通知します。)

⑧ 実績報告書等の提出

事業完了後30日以内または4月10日までのいずれか早い日まで

補助事業者は事業終了後、実績報告書（様式第6）等を実施計画を策定した地方公共団体へ提出してください。実績報告書の提出を受けた地方公共団体は、計数等のチェックや領収書等の必要書類がそろっているかについて確認し、事業完了後30日以内又は平成28年4月10日までのいずれか早い日までに、文化庁へ御提出ください。報告書類は、個人情報を除いて原則公開の対象となるほか、会計検査院の検査対象になります。

また、実施計画を策定した地方公共団体は、文化遺産を活かした地域活性化事業各国庫補助要項の実施報告書（様式1-2）を作成し、平成28年4月30日までに文化庁へ御提出ください。

⑨ 額の確定

実績報告書等を確認し、事業が適正に実施されたと認められる場合、文化庁は補助金額の確定を行い、額の確定通知書を送付します。

概算払を受けた事業については、額の確定により不用額を生じた場合、国から返還命令書及び納入告知書を送付しますので、速やかに国庫への返納をお願いします。納入告知書は、額の確定通知の発出から1週間～2週間程度で、財務省会計センターから直接補助事業者へ発送されます。

納入告知書に記載の期限までに返納されない場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）第19条第2項に基づき、年利10.95%の延滞金が課されます。

⑩ 補助金の支払

文化庁から指定口座に補助金を振り込みます。

なお、当該口座に補助金にかかる利子が発生した場合、当該補助事業の経費に充てるよう措置し、実績報告書に記載しなければなりません（文化芸術振興費補助金（文化遺産を活かした地域活性化事業）交付要綱第6条（8））。ただし、事業完了後に利子の発生が判明した場合は、国庫に返還を求める可能性があります。口座開設に当たっては、利子の発生しない決済用普通預金等の口座の利用をおすすめします。

※ 補助事業の遂行等に当たり不正等が明らかになったときは、文化芸術振興費補助金（文化遺産を活かした地域活性化事業）交付要綱及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）に基づき交付決定の全部又は一部を取消し、かつ既に支払われた補助金についても返還させることができることとなっておりますので御留意願います。

3. 実績報告書の作成方法について

実績報告書は、必ず平成27年度版の様式で提出してください。様式は文化庁HPからダウンロードできます。

(文化庁HP該当箇所URL)
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/chiiki_kasseika/h27_kasseika/

◆事業の実績報告に必要な書類

1. 実績報告書
2. 事業報告書
3. 収支精算書
4. 支出内訳明細書
5. 補助事業に係る文化財の概要・担当者連絡先
6. 帳簿、領収書等の証ひょう類
7. 事業の成果物（報告書、パンフレット、チラシ、ポスター、写真等）
8. 実行委員会の規約及び名簿
9. 交付決定通知書の写し
10. 実績報告書チェックシート（本手引書 p46）
11. 新聞評等（掲載紙、年月日、記者（執筆者）を記載し、A4サイズで）（任意）

<注意事項>

(1) 様式の作成方法について

- ① 実績報告書の記載方法については「7. 実績報告書記入例」（本手引書 p31～）を御参照ください。
- ② 上記1.～4.については、エクセルファイル「H27年度実績報告書」を使用し、領収書等の事業の実施を証明する証ひょう類に基づいて作成してください。
- ③ 収支内訳明細書の（項）及び（目）は、収支精算書（支出の部）の（項）、（目）と同じ順番になるように作成してください。
- ④ 領収書・請求書・受領簿等の証ひょう類は、収支内訳明細書の記載と同じ順番で並べ、必ずA4の用紙に貼り付けてください。複数ある場合は、領収書及び収支精算書共に番号を振ってください。
- ⑤ 文化庁へは、実績報告書の原本に証ひょう類のコピーを添えて提出してください（1部）。領収書等各種添付書類の原本は、実績報告書の控えと一緒に保存してください。

(2) 証ひょう類の準備について

- ① 請求書を証ひょう類とした場合は、支払後に必ず領収書を提出してください。
- ② 領収書の「宛名」「但し書き」「領収印」「領収書日付」は必須となります。どの団体の、何に対する領収書なのかははっきりわかるようにしてください。また、コピーを取る際には、これらの表記がわかるように取ってください。文字が薄いものや必要事項が記載されていない領収書は認められませんので、場合によっては補助対象外となります。
- ③ 交付決定を受けた団体が補助事業者となり、その団体から支出を行った経費のみ実績報告書に記載することができます。
実行委員会名で申請している場合、実行委員会が支出し、実行委員会名の証ひょう類を整えてください。構成団体宛ての領収書・請求書も補助事業に係る証ひょう類として認められ

ますが、その場合はその団体が実行委員会の構成団体であることが証明できる書類（組織図等）を必ず添付してください。

- ④ 個人の謝金・旅費等の領収書については、名前、支払額、事業日、支払日を記した一覧に押印する受領簿でも可とします。
- ⑤ 出演料、旅費、謝金等において、団体の代表が一括して受領し、その後分配している場合でも、団体の代表のみの受領印ではなく、分配後の各人からそれぞれ受領印（金額も明記してあるもの）をもらってください。
- ⑥ 発注金額が税込み10万円以上の場合、見積書を徴してください。
- ⑦ 発注金額が100万円以上の場合、複数者から見積書を徴してください。複数者から見積書を徴することができない場合は、理由書（任意様式）を添付してください。
- ⑧ 実績報告書の作成に当たっては、補助対象とならない経費について特に注意してください。（p8 4.（2）「補助対象とならない経費」をご参照ください。）
- ⑨ 作業一式を外部委託等する場合は、委託内容及び経費積算等の内訳が分かる資料を添付してください。なお、外部に委託する場合でも、各費目において本事業の単価基準を適用してください。

（3）その他注意事項

- ① 領収書、請求書、受領簿等により支払等が証明されない経費は計上できませんので御注意ください。
- ② 事業実施に当たり、内容が補助対象経費に当たるか判断がつかない場合は、実施計画者の地方公共団体若しくは文化庁にお問い合わせください。
- ③ 計画変更を行っている場合は、計画変更承認通知書を添付してください。（金額の変更を伴う計画変更の場合は、変更交付決定通知書も合わせて添付してください。）
- ④ 実績報告に際し、承認手続を行わずに計画の変更等が行われていると認められる場合は、交付決定の取消しを行う場合があります。

4. 補助の対象となる経費等について

事業が完了し、額の確定を行う際は、実績報告書及び各証ひょう類等によって事業が適正に実施されているか精査します。

募集案内に記載した補助対象外経費及び補助対象経費について、別表1～3に掲載していますので、改めて確認をお願いします(交付決定した経費でも、補助対象外経費に当たる経費については、補助の対象とすることはできません)。

(1) 補助対象となる経費

以下の別表1のとおりです。

<別表1> 補助対象となる経費 (各国庫補助要項 別紙)

名称	対象経費の区分		項	目	目の細分	説明	
文化遺産を活かした地域活性化事業	主たる事業費	地域の文化遺産次世代継承事業経費	①情報発信、人材育成事業費	賃金	会場整理等賃金 資料整理等賃金 作業員賃金	臨時に雇用する場合のみ ” ”	
			②普及啓発事業費 ③継承事業費 ④記録作成、調査研究事業費 ⑤その他事業費	共済費	傷害保険	危険作業を伴う等特に必要な場合に限る	
		世界文化遺産活性化事業経費	①情報発信、人材育成事業費	旅費	普通旅費 費用弁償	補助事業者(構成員等を含む)は対象外 実行委員会等構成員 外部有識者等	
			②普及啓発事業費	使用料及び借料	会場借料 自動車等借上料 〇〇借料 〇〇損料		
			③調査研究事業費	役務費	通信運搬費 現像焼付料		
				委託費	〇〇委託費		
				請負費	請負費		
				原材料費	〇〇費		単価が10万円未満(税込み)のものに限る。
				需用費	消耗品費 印刷製本費		単価が10万円未満(税込み)のものに限る。

その他の経費	事務経費	事務費	賃金	資料整理等賃金	実行委員会等構成員 外部有識者等
			旅費	普通旅費 費用弁償	
			役務費	通信運搬費 振込手数料	
			委託費	〇〇委託費	
			需用費	消耗品費 印刷製本費	単価が10万円未満(税込み) のものに限る。

<別表2> 賃金・報償費等の上限単価

費目	細分	留意事項	上限金額
賃金	—	本事業のために臨時に雇用する者のみ対象	930円/時
報償費	会議出席	有識者による審議，討論等	12,900円/日
	講演	専門家による講話，研究報告等。技芸等の実演，指導等は対象外	35,000円/日
	調査	専門家による現地調査	12,000円/日
	指導・実技	技芸等の実演，指導，教授等	9,400円/日
	原稿執筆	日本語 400字 (A4用紙1枚) 程度	1,800円/枚
		外国語 200語 (A4用紙1枚) 程度	3,600円/枚
	翻訳	和文英訳 200語 (A4用紙1枚) 程度	5,800円/枚
英文和訳 400字 (A4用紙1枚) 程度		4,000円/枚	
その他和訳 400字 (A4用紙1枚) 程度		5,700円/枚	
旅費	宿泊費	真に必要な場合に限る(食事代は除く。)	9,800円/日 (全国一律)
その他		用具の新調	10万円未満/1点
		用具の修理は，1事業者(実行委員会)当たり1,000万円(税込み)を上限とする。これを超過する額は自己負担すること	—

※上記にかかわらず事業の趣旨・要項等に沿わない経費，積算根拠が不明確な経費等は対象外となります。

※1点税込み10万円以上の物品を購入した場合は，補助対象外となり全額自己負担となります。

※ 作業一式を外部委託等する場合は，委託内容及び経費積算等の内訳が分かる資料を添付してください。なお，外部に委託する場合でも，各費目において本事業の単価基準を適用してください。

(2) 補助対象とならない経費

補助対象とならない経費の事例については、別表3-1, 3-2（本手引書 p9~10）を参照してください。ただし、これらは飽くまで一例です。実績報告書を精査の上、適正に支出されていない経費については補助対象外となります。

①別表3-1, 3-2に関する注意事項

- ・別表1, 2と合わせて御確認ください。
- ・宿泊費に食事代が含まれる場合、食事代は補助対象外となります。また、宿泊費の上限は、全国一律で9,800円/日です。
- ・交通費について、公共交通機関を利用して最も経済的・効率的な区間の実費相当額、又は地方公共団体の旅費規程に基づいて支出された経費は補助対象となりますが、積算根拠が不明確な場合、補助対象外となる場合があります。なお、地方公共団体の旅費規程に基づく場合は、根拠となる旅費規程を実績報告書に添付してください。ただし、日当は一律対象外となります。

※以下の経費は補助対象外です。

ただし、飽くまで対象外経費の一例ですので、下記にかかわらず事業の趣旨・要項等に沿わない経費、積算根拠が不明確な経費等は対象外となります。なお、事業を実施するに当たり、実施内容が補助対象外経費に当たるか判断がつかない場合は、実施計画者の地方公共団体若しくは文化庁にお問い合わせください。

- ・実行委員会及びそれを構成する団体のメンバーへの賃金や謝金等の報償費
- ・当該事業の実施の有無に関係なく、団体の通常運営にかかる経費であって、本来団体が負担すべき経費（事務所の賃料、光熱水料等）
- ・出演者への配布を目的とした公演映像記録など、伝統文化の継承などに資すると認められない撮影に関する経費
- ・弁当などの飲食代やお土産代
- ・イベントの参加者、講習会の受講者等移動のためバスの借り上げ、旅費等（受講者等の受益者負担すべきものは、補助事業者による自己負担とするか、受講者等より実費を徴収し、事業費に充当してください。）
- ・ワークショップ等において、個人的に持ち帰って使用するものや材料費等（受講者等の受益者負担すべきものは、補助事業者による自己負担とするか、受講者等より実費を徴収し、事業費に充当してください。）

②その他

- ・神職のみによる神事等特定の宗教者・宗教団体によって行われる宗教行事等（ただし、無形民俗文化財若しくは無形文化財に指定されているものは除く）
- ・神社所有の神輿などのように、事業実施団体の所有物以外の用具等の新調、修理
- ・学校の授業等における取組
- ・事業の趣旨から適当でない経費

③国宝重要文化財等整備費補助金の対象となる事業

- ・史跡等及び埋蔵文化財公開活用事業のうち、本事業と重複する事業
- ・史跡等及び埋蔵文化財の公開活用のために必要な広報資料の作成及び配信に関する事業
- ・史跡等及び埋蔵文化財を理解するための体験学習会・講演会・シンポジウム・公開講座等の公開・普及啓発事業
- ・史跡等及び埋蔵文化財の公開活用のために必要な台帳の作成・更新及び報告書が刊行された埋蔵文化財（出土品・記録類）の分類・再分類・収納・再収納等
- ・重要無形民俗文化財の用具の修理・新調（ただし、文化財補助金の対象とならない総事業費が2,000千円未満の事業は除く。）
- ・重要無形文化財の伝承者の養成
- ・選定保存技術の伝承者の養成、記録の作成及び刊行

<別表3-1> 補助対象とならない経費（補助対象外経費）

<各事業共通で対象外となる経費>

費目	細分	留意事項
賃金		実行委員会の構成員に対する支出は対象外
共済費		イベント保険，その他危険な作業を伴う場合のみ対象。健康保険，年金保険，雇用保険，損害保険等は対象外
報償費全般（出演料含む）		出演料は，社会通念上，著しく高額と認められる場合は対象外
		実行委員会の構成員に対する支出（内部謝金）は対象外
		文化財保存技術等の講習に係る受講者手当は対象外
旅費	交通費	イベントの参加者，講習会の受講者等の送迎費（車輛借料も含む），実行委員会内の事務会合に係る交通費は対象外 特別料金（グリーン料金，ビジネスクラス料金等），タクシー代，ガソリン代は対象外
	宿泊費	真に必要な場合に限る。ただし，食事代は除く。
	日当	一律対象外
需用費	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1点10万円（税込み）以上の高額物品 ・ 電化製品（パソコン，カメラ）など，転売可能な物品 ・ 参加者，協力者への贈答が目的の物品（記念品，トロフィー，賞状等） ・ 個人が所有することとなる物品（法衣，足袋等） ・ イベント，講習会等の参加者が実費負担すべき消耗品（材料費等）
その他注意すべき経費	食糧費	食糧費全般（講師用の弁当，会議用の水等もすべて）
	不動産関係費	建物の建設・修繕費，不動産購入費，案内板や安全柵等の整備費
	祭等運営費	祭行事，レセプション（表彰式，懇親会，祝賀会等）の運営経費，大会参加費
	団体が当然負担すべき経費	実行委員会及びその構成団体の維持経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 家賃，光熱水費，電話代，臨時雇用者以外の賃金等 ・ ホームページの更新，サーバー維持管理費（いわゆるランニングコスト）等 ・ クリーニング代，収入印紙代，印鑑類等
	域外での活動費	実行委員会が所在する都道府県外や，外国での活動に係る経費（世界文化遺産活性化事業を除く）
	実績報告書提出に係る経費	本事業の実績報告に係る通信費，旅費等
	補助期間外の支出	補助対象期間外（交付決定日～完了日以外）に実施した事務事業に係る経費 (補助対象期間外に発生した振込手数料等)

※赤い太字は特に誤りの多い箇所です。十分御注意の上，事業を実施してください。

※上記にかかわらず事業の趣旨・要項等に沿わない経費，積算根拠が不明確な経費等は対象外となります。

<別表3-2>補助対象とならない経費の例（事業別）

<事業内容別の補助対象外経費>

対象事業	事業内容（例）	留意事項
情報発信, 人材育成事業	ホームページ, 映像, パンフレット等の制作 (外国語版の製作 を含む)	○地域の文化遺産を総合的に取り扱う事業のみが対象（ <u>特定の文化遺産だけを対象にした事業は対象外</u> ）
	ボランティア等の人材養成	○映像の上映, 映像の保管料などは対象外
普及啓発事業	発表会, 展覧会, ワークショップ, シンポジウム等の開催	○一過性のイベントや地方公共団体等からの予算の付け替えと認められる取組は対象外 ○出演料については別紙様式に基づく出演者内訳表を作成し, 添付すること。 <u>出演者が不明瞭な出演料は全額対象外</u>
継承事業	後継者養成	○伝統芸能・伝統行事の保存会会員等を対象とした後継者養成事業が対象（ <u>一般を対象とした事業は対象外</u> ） ○講師の報償費, 旅費は単価等の規定によること。 <u>別表2にある単価上限を超える部分については補助対象外です。</u> ○受講者への手当, 旅費（車輛借料含む）は対象外
	継承のために用いる 用具の修理・新調	○1点10万円（税込み）以上の用具の新調は全額補助対象外 ○用具の修理は, 1事業者（実行委員会）当たり1,000万円（税込み）を上限とする。これを超過する額は自己負担すること ○用具の修理は, 過去から継承されてきた仕様により実施すること。また, 仕様は, 外部有識者による専門委員会等の指導により策定すること。 <u>新たな装飾物の追加, 最新の素材を使用した部材への変更, 電飾の設置など歴史性を無視した修理は対象外</u> ○祭礼行事を活性化するための道具・装飾品類（提灯, 上り旗等）は対象外
	原材料確保のための 取組	○確保した原材料は, 技術の伝承等の目的のみに使用すること。製品の販売など営利目的のための使用は不可
記録作成, 調査 研究事業	映像記録の製作, 調査研究	○新製品の開発に関する調査研究等, 営利目的の事業は対象外 ○文化財指定を目的とする調査は対象外
その他注意すべき事業		○上記にかかわらず, 次の事業は補助対象外とする。 ・地域色の薄い取組（その地域固有の伝統芸能・伝統行事等以外の公演に係る経費） ・神職のみによる神事等特定の宗教者・宗教団体によって行われる宗教行事等（ただし, 無形民俗文化財若しくは無形文化財に指定されているものは除く） ・社寺所有の神輿等, 事業実施団体の所有物以外の用具等の新調・修理 ・学校の授業, クラブ活動等における取組 ・国宝重要文化財等保存整備費補助金で対応可能な事業（重要無形民俗文化財の用具の修理・新調, 重要無形文化財の伝承者の養成, 選定保存技術の伝承者の養成, 記録の作成及び刊行等）

※事業内容は飽くまで例であり, 記載箇所以外の事業で補助対象になるとは限りませんので御注意ください。

5. その他留意事項等

(1) 書類の保管及び事業実態調査について

採択され補助を受けた事業については、当該活動の完了日が属する年度の終了後5年間（平成33年3月末まで）、補助に係る書類（交付申請書等）、収入・支出に関する帳簿やその支出を証する書類及び関係書類を整理し、善良な管理者の注意をもって保管する必要があります。また、会計検査院や文化庁による事業実態調査の対象になります。

(2) 補助金により取得した物品の管理について

補助金により取得した物品の所有権は補助事業者に帰属しますが、国費で購入したものであることを十分に踏まえ、補助事業者において適切な管理を行ってください。

物品の売却やまだ使用できる物品の廃棄・紛失・譲渡や、個人の所有物とするなどの行為は認められません。

(3) 補助事業者名等の変更について

補助事業者である実行委員会の名称、代表者等が変更になった場合は、別紙の変更届（様式A）を作成し、文化庁まで報告してください。

(4) 著作権の取扱いについて

- ① 補助金により作成した成果物（ガイドブックや報告書、記録映像等）の著作権は補助事業者に帰属しますが、上述のとおり国費で作成したものであることを踏まえた取扱いをお願いします。

無償で行う成果物の頒布や提供、貸出しは補助事業者の判断で行って構いませんが、販売等利益目的での頒布等は認められません。場合によっては、補助金返還の対象となりますので御注意ください。なお、頒布先等の相手方に印刷費等の実費負担を求めることは構いません。

- ② 提出された成果物における画像等について、本事業の広報や募集等に関するウェブサイトに掲載する場合や、文部科学省及び文化庁が開催する会議等で本事業の紹介の資料として使用する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

(5) 補助金関係法令の適用について

本事業は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日法律第179号）及び「同法施行令」（昭和30年9月26日政令第255号）の適用を受けます。

(6) 不正受給等に伴う応募制限について

文化遺産を活かした地域活性化事業において補助金等の不正受給等を行った場合、「芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について」（平成22年9月16日文化庁長官決定）を準用し、応募制限を行います。

芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について

平成22年9月16日文化庁長官決定

文化庁が芸術活動への支援等のために公募により行う事業について、芸術団体等による支援金等の不正受給等があった場合、下記のとおり応募制限を行う。

記

- (1) 虚偽の申請や報告による支援金等の不正な受給，支援金等の他の事業・用途への流用，私的流用：応募制限期間4～5年
- (2) 調査に応じない，調査に必要な書類の提出に応じない，その他文化庁の調査を妨害したと認められる場合：応募制限期間2～3年
- (3) 文化庁以外の他の機関が行う支援事業において不正行為等を行ったことが判明した場合は，上記（1），（2）に準じて取り扱う。

(7) 印刷物への事業名称の記載について

採択された事業に関する印刷物（パンフレット，ちらし，ポスター，報告書等）については，可能な限り文化庁のシンボルマークと事業名称（文化遺産を活かした地域活性化事業）を記載してください。

<表示例>



平成27年度文化庁文化芸術振興費補助金（文化遺産を活かした地域活性化事業）

※シンボルマークのZIPファイルは、都道府県を通じて各補助事業者へ送付いたします。

(8) 本事業に係る連絡先

地域の文化遺産次世代継承事業に関すること

文化庁文化財部伝統文化課事業支援係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

電話番号 03-5253-4111（内線：4769，4786）

FAX番号 03-6734-3820

E-mail chiden@bunka.go.jp

世界文化遺産活性化事業に関すること

文化庁文化財部記念物課世界文化遺産企画係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

電話番号 03-5253-4111（内線：4762）

FAX番号 03-6734-3822

E-mail w-isan@bunka.go.jp

文化芸術振興費補助金（文化遺産を活かした地域活性化事業）交付要綱

平成25年5月15日
文化庁長官決定
平成26年4月1日
平成27年4月1日
改 正

（通則）

第1条 文化芸術振興費補助金（文化遺産を活かした地域活性化事業）（以下「補助金」という。）の交付については、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「保護法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産の活用を図ることにより、文化振興とともに地域活性化に資することを目的とする。

（交付の対象となる事業の種類、経費等）

第3条 この補助金の交付の対象となる補助事業の種類及び補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）は、次のとおりとする。

補助事業の種類	補助事業者
1. 地域の文化遺産次世代継承事業	地域の文化遺産の所有者又は保護団体（保存会）等によって構成される実行委員会等
2. 歴史文化基本構想策定支援事業	地方公共団体
3. 世界文化遺産活性化事業	世界文化遺産の構成資産が所在する地方公共団体等によって構成される実行委員会等

2 補助事業を実施するために必要な経費のうち、この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び補助金の交付のための手続については、この要綱に定めるもののほか、文化庁長官（以下「長官」という。）が定める補助要項によるものとする。

（申請の手続）

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（これに添付すべき書類を含む。様式第1）を別に定める提出期限までに長官に提出しなければならない。

2 補助金の交付を申請しようとする者は、消費税法上の課税事業者である場合は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法

(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知等)

第5条 長官は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査の上交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第2)を補助事業者に送付するものとする。

2 長官は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

第6条 補助金の交付決定に当たっては、長官は次の各号に掲げる事項を条件として付すものとする。

(1) 補助事業者は、次に掲げる場合の一に該当するときは、あらかじめ計画変更承認申請書(様式第3)を長官に提出し、その承認を受けなければならない。

ア 補助対象経費の総額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の総額の20パーセント以内の変更はこの限りではない。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助金の交付決定額及び補助対象経費の額に影響を及ぼすことなく補助事業の目的の達成をより効率的にするために、補助事業の内容を変更する場合、又は、当該事業の目的に及ぼす影響が軽微であると認められる場合を除く。

(2) 長官は、前号の承認をする場合は、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことがあること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、長官に申請し、その承認を受けなければならないこと。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに長官に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(5) 補助事業の遂行の状況に関する報告書を別に指示する日までに、長官に提出しなければならないこと。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならないこと。

(7) 前号に掲げる財産につき、長官の承認を受けて当該財産を処分することにより収入があった場合には、補助金の全部又は一部に相当する額を国に納付すること。

(8) 補助事業の遂行により生ずる収入金(補助金を概算払いした場合の預金利子等)は、当該補助事業の経費に充てるよう措置しなければならないこと。

(9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならないこと。

(10) 補助事業に係る資金については、確実な銀行その他金融機関に預け入れなければならないこと。ただし、補助事業の遂行上特に必要な場合にあっては、20万円を限度として手持ちすることができること。

(11) 補助事業を行うために締結する契約等については、当該補助事業者の所在する都道府県又は市町村(特別区を含む。)の法令の定めに基づいて実施しなければならないこと。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、交付の決定(第9条による変更交付決定を含む。以下、第11条第1項及び第12条第1項において同じ。)の内容又はこれに付された条件に不服があることにより交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面(様式第4)を長官に提出しなければならない。

(補助事業の遂行)

第8条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、又は支払いをする場合は、当該補助事業者の所在する都道府県又は市町村(特別区を含む。)の法令の定めに基づいて実施しなければならない。

(計画変更の承認等)

第9条 長官は、第6条第1号ア又はイに該当し、計画変更承認申請書の提出があった場合において、これを審査した結果、先に行った交付決定の補助金の額を変更する必要があると認めるときは、その額を変更して交付決定を行い、補助金交付決定変更通知書(様式第5)を補助事業者に送付するものとする。

(実績報告書)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)したときは、完了の日(補助事業の廃止の承認を受けたときは当該承認の日)から30日を経過する日又は当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、長官に実績報告書(これに添付すべき書類を含む。様式第6)により当該補助事業の成果を報告しなければならない。

2 補助事業者は、消費税法上の課税事業者である場合は、前項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を長官に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 長官は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第6条第1号ア又はイに該当し長官の承認を受けた場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書(様式第7)により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の額の確定において、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

3 長官は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、当該命令の日から20日以内とし、期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対してその未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付等)

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。
ただし、必要があると認められる場合は、補助金の全部又は一部について概算払をもって交付することができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助金の交付の受けようとする者が消費税法上の課税事業者である補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書(様式第9)を長官に提出しなければならない。

2 長官は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消等)

第14条 長官は、第6条第3号に該当し補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が適正化法、適正化法施行令、若しくはこの要綱又はこれらの法令、告示若しくは要綱に基づく長官の定め、処分若しくは指示に違反した場合。

(2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

(3) 補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合。

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 長官は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときには、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 長官は、第1項の第1号から第3号までに該当するため、補助金の交付の決定を取り消し、前項の規定により補助金の返還を命ずる場合には、補助事業者が当該補助金を受領した日から納付の日までの期間に応じて返還すべき金額に対し年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第11条第4項の規定を準用する。

(状況報告及び調査)

第15条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、長官の要求があったときには速やかに補助事業状況報告書(様式8)を長官に提出しなければならない。

2 長官は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行及び支出状況を調査することができる。

文化遺産を活かした地域活性化事業（地域の文化遺産次世代継承事業）国庫補助要項

平成25年5月15日
文化庁長官決定
平成26年4月1日
平成27年4月1日
改 正

1. 趣旨

この要項は、文化芸術振興費補助金（文化遺産を活かした地域活性化事業）交付要綱に基づき、文化遺産を活かした地域活性化を推進する事業に必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 実施方法

- (1) 地方公共団体が、上記趣旨に基づき、文化遺産を活かした地域活性化事業実施計画（以下「実施計画」という。）書（様式1-1）を作成し、文化庁長官（以下「長官」という。）に提出する。
- (2) 長官は、提出された実施計画書について、外部の有識者からの意見を踏まえ、実施計画に盛り込まれた事業に対して補助を行う。
- (3) 地方公共団体は、実施計画終了後に文化遺産を活かした地域活性化事業実施報告書（様式1-2）を長官に提出する。
- (4) 地方公共団体は、実施計画書の内容に変更が生じる場合は、速やかに長官に報告することとする。

3. 補助事業者

補助事業者は、地域の文化遺産の所有者若しくは保護団体（保存会等）等によって構成される実行委員会等とする。

4. 補助対象事業

地域の文化遺産次世代継承事業

- ① 地域の文化遺産情報発信、人材育成事業
 - ア 地域の文化遺産に関する総合的な情報を発信するためのホームページ、映像、パンフレット等の制作
 - イ 地域の文化遺産を総合的に紹介するボランティア、ヘリテージマネージャー等の人材育成
- ② 地域の文化遺産普及啓発事業
地域の文化遺産を普及啓発するための事業（発表会、展覧会、ワークショップ、シンポジウム等）
- ③ 地域の文化遺産継承事業
 - ア 人材育成（後継者の育成等）
 - イ 地域の文化遺産の継承のために用いる用具の新調、修理
 - ウ 原材料の確保のための取組
- ④ 地域の文化遺産記録作成、調査研究事業
地域の文化遺産の保存継承等に関する記録作成又は調査研究
- ⑤ その他
地域の文化遺産を活かした地域活性化に資すると認められる事業

5. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別表のとおりとする。

(1) 主たる事業費

地域の文化遺産次世代継承事業

- ① 地域の文化遺産情報発信、人材育成事業費
 - ② 地域の文化遺産普及啓発事業費
 - ③ 地域の文化遺産継承事業費
 - ④ 地域の文化遺産記録作成、調査研究事業費
 - ⑤ その他事業費
- (2) その他の経費
事務経費

6. 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内において定額とする。

(別表)

名称	対象経費の区分		項	目	目の細分	説明
文化遺産を活かした地域活性化事業	主たる経費	地域の文化遺産次世代継承事業経費	【共通】	賃金	会場整理等賃金 資料整理等賃金 作業員賃金	臨時に雇用する場合のみ 〃 〃
			①情報発信、人材育成事業費	共済費	傷害保険	危険作業を伴う等特に必要な場合に限る
			②普及啓発事業費	報償費	講師等謝金 原稿執筆謝金 会議出席謝金 出演料 〇〇謝金	補助事業者(構成員等を含む)は対象外
			③継承事業費	旅費	普通旅費 費用弁償	
			④記録作成、調査研究事業費	使用料及び借料	会場借料 自動車等借上料 〇〇借料 〇〇損料	
			⑤その他事業費	役務費	通信運搬費 現像焼付料	
				委託費	〇〇委託費	
				請負費	請負費	
				原材料費	〇〇費	単価が10万円未満(税込)のものに限る。
				需用費	消耗品費 印刷製本費	単価が10万円未満(税込)のものに限る。

その 他 の 経 費	事務経費	事務費	賃金	資料整理等賃金	臨時に雇用する場合のみ 実行委員会等構成員 外部有識者等 単価が10万円未満(税込) のものに限る。
			旅費	普通旅費 費用弁償	
			役務費	通信運搬費 振込手数料	
			委託費	〇〇委託費	
			需用費	消耗品費 印刷製本費	

文化遺産を活かした地域活性化事業（世界文化遺産活性化事業）国庫補助要項

平成27年4月1日
文化庁長官決定

1. 趣旨

この要項は、文化芸術振興費補助金（文化遺産を活かした地域活性化事業）交付要綱に基づき、文化遺産（世界文化遺産）を活かした地域活性化を推進する事業に必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 実施方法

- (1) 地方公共団体が、上記趣旨に基づき、文化遺産を活かした地域活性化事業実施計画（以下「実施計画」という。）書（様式1-1）を作成し、文化庁長官（以下「長官」という。）に提出する。
- (2) 長官は、提出された実施計画書について、外部の有識者からの意見を踏まえ、実施計画に盛り込まれた事業に対して補助を行う。
- (3) 地方公共団体は、実施計画終了後に文化遺産を活かした地域活性化事業実施報告書（様式1-2）を長官に提出する。
- (4) 地方公共団体は、実施計画書の内容に変更が生じる場合は、速やかに長官に報告することとする。

3. 補助事業者

補助事業者は、世界文化遺産の構成資産が所在する地方公共団体等によって構成される実行委員会等とする。

4. 補助対象事業

世界文化遺産活性化事業

- ① 世界文化遺産情報発信、人材育成事業
 - ア 世界文化遺産に関する総合的な情報を発信するためのホームページ、映像、パンフレット等の制作
 - イ 世界文化遺産を総合的に紹介するボランティア、ヘリテージマネージャー等の人材育成
- ② 世界文化遺産普及啓発事業
世界文化遺産の普及啓発のための事業（発表会、展覧会、ワークショップ、シンポジウム等）
- ③ 調査研究事業
世界文化遺産に関する調査研究事業

5. 補助対象経費

補助対象経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別表のとおりとする。

- (1) 主たる事業費
 - ① 世界文化遺産情報発信、人材育成事業費
 - ② 世界文化遺産普及啓発事業費
 - ③ 調査研究事業費
- (2) その他の経費
事務経費

6. 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内において定額とする。

(別表)

名称	対象経費の区分		項	目	目の細分	説明
文化遺産を活かした地域活性化事業	主たる経費	世界文化遺産地域活性化事業経費	【共通】 ①情報発信、人材育成事業費 ②普及啓発事業費 ③調査研究事業費	賃金	会場整理等賃金 資料整理等賃金 作業員賃金	臨時に雇用する場合のみ ” ”
				共済費	傷害保険	危険作業を伴う等特に必要な場合に限る
				報償費	講師等謝金 原稿執筆謝金 会議出席謝金 出演料 〇〇謝金	補助事業者(構成員等を含む)は対象外
				旅費	普通旅費 費用弁償	
				使用料及び借料	会場借料 自動車等借上料 〇〇借料 〇〇損料	
				役務費	通信運搬費 現像焼付料	
				委託費	〇〇委託費	
				請負費	請負費	
				原材料費	〇〇費	単価が10万円未満(税込)のものに限る。
				需用費	消耗品費 印刷製本費	単価が10万円未満(税込)のものに限る。
その他の経費	事務経費	事務費	賃金	資料整理等賃金	実行委員会等構成員 外部有識者等	
			旅費	普通旅費 費用弁償		
			役務費	通信運搬費 振込手数料		
			委託費	〇〇委託費		
			需用費	消耗品費 印刷製本費	単価が10万円未満(税込)のものに限る。	

第1章 総則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

一 補助金

二 負担金（国際条約に基く分担金を除く。）

三 利子補給金

四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの

2 この法律において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この法律において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

4 この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

一 国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの

二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

5 この法律において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。

6 この法律において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

7 この法律において「各省各庁」とは、財政法（昭和22年法律第34号）第21条に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第20条第2項に規定する各省各庁の長をいう。

(関係者の責務)

第3条 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

2 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。

(他の法令との関係)

第4条 補助金等に関しては、他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に特別の定のあるものを除くほか、この法律の定めるところによる。

第2章 補助金等の交付の申請及び決定

(補助金等の交付の申請)

第5条 補助金等の交付の申請（契約の申込を含む。以下同じ。）をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。

(補助金等の交付の決定)

第6条 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかど

うか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をしなければならない。

- 2 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該各省各庁の長と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該各省各庁の長に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定め、かつ、これを公表するよう努めなければならない。
- 3 各省各庁の長は、第1項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。
- 4 前項の規定により補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えてその交付の決定をするに当たっては、その申請に係る当該補助事業等の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。

（補助金等の交付の条件）

第7条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

- 一 補助事業等に要する経費の配分の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
 - 二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項
 - 三 補助事業等の内容の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
 - 四 補助事業等中止し、又は廃止する場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
 - 五 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに各省各庁の長に報告してその指示を受けるべきこと。
- 2 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。
 - 3 前2項の規定は、これらの規定に定める条件のほか、各省各庁の長が法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することを妨げるものではない。
 - 4 補助金等の交付の決定に附する条件は、公正なものでなければならず、いやしくも補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等に対し干渉をするようなものであつてはならない。

（決定の通知）

第8条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

（申請の取下げ）

第9条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容及びこれに附された条件に不服があるときは、各省各庁の長の定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

（事情変更による決定の取消等）

第10条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 各省各庁の長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合その他政令で定める特に必要な場合に限る。
- 3 各省各庁の長は、第1項の規定による補助金等の交付の決定の取消により特別に必要となつた事務又は事業に対しては、政令で定めるところにより、補助金等を交付するものとする。

4 第8条の規定は、第1項の処分をした場合について準用する。

第3章 補助事業等の遂行等

(補助事業等及び間接補助事業等の遂行)

第11条 補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その法令に基く各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあつては、その交付の目的となつて融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

2 間接補助事業者等は、法令の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもって間接補助事業等を行わなければならない、いやしくも間接補助金等の他の用途への使用（利子の軽減を目的とする第2条第4項第一号の給付金にあつては、その交付の目的となつて融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第二号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

(状況報告)

第12条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、各省各庁の長に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行等の命令)

第13条 各省各庁の長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

2 各省各庁の長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第15条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

(是正のための措置)

第16条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

2 第14条の規定は、前項の規定による命令に従つて行う補助事業等について準用する。

第4章 補助金等の返還等

(決定の取消)

第17条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 前2項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。
- 4 第8条の規定は、第1項又は第2項の規定による取消をした場合について準用する。

(補助金等の返還)

- 第18条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。
- 2 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。
 - 3 各省各庁の長は、第1項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第2項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(加算金及び延滞金)

- 第19条 補助事業者等は、第17条第1項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。
- 2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。
 - 3 各省各庁の長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

- 第20条 各省各庁の長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(徴収)

- 第21条 各省各庁の長が返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滞納処分の例により、徴収することができる。
- 2 前項の補助金等又は加算金若しくは延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第5章 雑則

(理由の提示)

- 第21条の2 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

(立入検査等)

- 第23条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事

業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(不当干渉等の防止)

第24条 補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事する国又は都道府県の職員は、当該事務を不当に遅延させ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して干渉してはならない。

(行政手続法の適用除外)

第24条の2 補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分については、行政手続法（平成5年法律第88号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(不服の申出)

第25条 補助金等の交付の決定、補助金等の交付の決定の取消、補助金等の返還の命令その他補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分に対して不服のある地方公共団体（港湾法（昭和25年法律第218号）に基く港務局を含む。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、各省各庁の長に対して不服を申し出ることができる。

2 各省各庁の長は、前項の規定による不服の申出があつたときは、不服を申し出た者に意見を述べる機会を与えた上、必要な措置をとり、その旨を不服を申し出た者に対して通知しなければならない。

3 前項の措置に不服のある者は、内閣に対して意見を申し出ることができる。

(事務の実施)

第26条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を各省各庁の機関に委任することができる。

2 国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができる。

3 前項の規定により都道府県が行うこととされる事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第26条の2 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条及び第4条の規定は、適用しない。

(電磁的記録による作成)

第26条の3 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている申請書等（申請書、書類その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。）については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして各省各庁の長が定めるものをいう。次条第1項において同じ。）の作成をもつて、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

(電磁的方法による提出)

第26条の4 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による申請書等の提出については、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて各省各庁の長が定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。

2 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該申請書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

(適用除外)

第27条 他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に基き交付する補助金等に関しては、政令で定めるところにより、この法律の一部を適用しないことができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合において、情を知つて交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。

第30条 第11条の規定に違反して補助金等の他の用途への使用又は間接補助金等の他の用途への使用をした者は、3年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第31条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

一 第13条第2項の規定による命令に違反した者

二 法令に違反して補助事業等の成果の報告をしなかつた者

三 第23条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者第32条法人（法人でない団体が代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第33条 前条の規定は、国又は地方公共団体には、適用しない。

2 国又は地方公共団体において第29条から第31条までの違反行為があつたときは、その行為をした各省各庁の長その他の職員又は地方公共団体の長その他の職員に対し、各本条の刑を科する。

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。ただし、昭和29年度分以前の予算により支出された補助金等及びこれに係る間接補助金等に関しては、適用しない。

2 この法律の施行前に補助金等が交付され、又は補助金等の交付の意思が表示されている事務又は事業に関しては、政令でこの法律の特例を設けることができる。

昭和30年9月26日政令第255号

（補助金等の交付の申請の手続）

第3条 法第5条の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
 - 二 補助事業等の目的及び内容
 - 三 補助事業等の経費の配分、経費の使用法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
 - 四 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
 - 五 その他各省各庁の長（新東京国際空港公団又は地域振興整備公団の補助金等に関してはその総裁、農畜産業振興事業団、新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本中央競馬会又は運輸施設整備事業団の補助金等に関してはこれらの理事長とする。以下同じ。）が定める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添附しなければならない。
- 一 申請者の営む主な事業
 - 二 申請者の資産及び負債に関する事項
 - 三 補助事業等の経費のうち補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
 - 四 補助事業等の効果
 - 五 補助事業等に関して生ずる収入金に関する事項
 - 六 その他各省各庁の長が定める事項
- 3 第1項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添附書類は、各省各庁の長の定めるところにより、省略することができる。

（事業完了後においても従うべき条件）

第4条 各省各庁の長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要がある場合には、その交付の条件として、補助事業等の完了後においても従うべき事項を定めるものとする。

（事情変更による決定の取消ができる場合）

第5条 法第10条第2項に規定する政令で定める特に必要な場合は、補助事業者等又は間接補助事業者等が補助事業等又は間接補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等又は間接補助事業等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができない場合（補助事業者等又は間接補助事業者等の責に帰すべき事情による場合を除く。）とする。

（決定の取消に伴う補助金等の交付）

第6条 法第10条第3項の規定による補助金等は、次に掲げる経費について交付するものとする。

- 一 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
- 二 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払に要する経費

2 前項の補助金等の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、法第10条第1項の規定による取消に係る補助事業等についての補助金等に準ずるものとする。

（補助事業等の遂行の一時停止）

第7条 各省各庁の長は、法第13条第2項の規定により補助事業等の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者等が当該補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合させるための措置を各省各庁の長の指定する期日までにとらないときは、法第17条第1項の規定により当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を、明らかにしなければならない。

（国の会計年度終了の場合における実績報告）

第8条 法第14条後段の規定による補助事業等実績報告書には、翌年度以降の補助事業等の遂行に関する計画を附記しなければならない。ただし、その計画が当該補助金等の交付の決定の内容及び当該計画に比して変更がないときは、この限りでない。

(補助金等の返還の期限の延長等)

第9条 法第18条第3項の規定による補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消は、補助事業者等の申請により行うものとする。

- 2 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するためとつた措置及び当該補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを各省各庁の長に提出しなければならない。
- 3 各省各庁の長は、法第18条第3項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。
- 4 新東京国際空港公団若しくは地域振興整備公団の総裁又は農畜産業振興事業団、新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本中央競馬会若しくは運輸施設整備事業団の理事長は、法第18条第3項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消をしようとする場合には、前項の規定にかかわらず、新東京国際空港公団又は運輸施設整備事業団にあつては国土交通大臣、地域振興整備公団又は新エネルギー・産業技術総合開発機構にあつては経済産業大臣、農畜産業振興事業団又は日本中央競馬会にあつては農林水産大臣の承認を受けなければならない。
- 5 国土交通大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣は、前項の承認をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。

(加算金の計算)

第10条 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における法第19条第1項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

- 2 法第19条第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

(延滞金の計算)

第11条 法第19条第2項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(加算金又は延滞金の免除)

第12条 第9条の規定は、法第19条第3項の規定による加算金又は延滞金の全部又は一部の免除について準用する。この場合において、第9条第2項中「当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するため」とあるのは、「当該補助金等の返還を遅延させないため」と読み替えるものとする。

(処分を制限する財産)

第13条 法第22条に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。

- 一 不動産
- 二 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック
- 三 前二号に掲げるものの従物
- 四 機械及び重要な器具で、各省各庁の長が定めるもの
- 五 その他各省各庁の長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(財産の処分の制限を適用しない場合)

第14条 法第22条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 補助事業者等が法第7条第2項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合
 - 二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合
- 2 第9条第3項から第5項までの規定は、前項第二号の期間を定める場合について準用する。

(不服の申出の手続)

第15条 法第25条第1項の規定により不服を申し出ようとする者は、当該不服の申出に係る処分の通知を受けた日（処分について通知がない場合においては、処分があつたことを知つた日）から30日以内に、当該処分の内容、処分を受けた年月日及び不服の理由を記載した不服申出書に参考となるべき書類を添えて、これを当該処分をした各省各庁の長（法第26条第1項の規定により当該処分を委任された機関があるときは当該機関とし、同条第2項の規定により当該処分を行うこととなつた都道府県の知事又は教育委員会があるときは当該知事又は教育委員会とする。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

- 2 各省各庁の長は、通信、交通その他の状況により前項の期間内に不服を申し出なかつたことについてやむを得ない理由があると認める者については、当該期間を延長することができる。
- 3 各省各庁の長は、第一項の不服の申出があつた場合において、その申出の方式又は手続に不備があるときは、相当と認められる期間を指定して、その補正をさせることができる。

文化庁長官

殿

事業完了後1ヶ月以内の日又は4月10日のいずれか早い日までに提出してください。

補助事業者名等が変更になっている場合は、様式Aをもって文化庁へ速やかに報告してください。

補助事業者名 文化遺産を活かした地域活性化事業実行委員会
 所在地 東京都千代田区霞が関3-2-1
 代表者職名 委員長
 代表者氏名 文化 次郎 印

平成27年度文化芸術振興費補助金（文化遺産を活かした地域活性化事業）実績報告書

平成27年 月 日付け27庁財第 号により補助金の交付を受けた下記の事業の実績について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条の規定により、下記のとおり報告します。

事業報告書の「事業の名称」と同じ名称を記載してください。

記

事業の名称	文化遺産を活かした地域活性化事業	
補助事業の実施期間	平成27年 4月13日着手 平成28年 3月15日完了	
補助金の交付決定額とその精算額	交付決定額	730,000 円
	精 算 額	730,000 円
	不 用 額	0 円

精算額は収支精算書の国庫補助額の精算額と一致させてください。

(注) 用紙は日本工業規格A4とする。
署名は必ず本人が自署すること。

添付書類

- (1) 補助事業の実施内容（事業報告書）
- (2) 補助事業経費収支精算書
- (3) 事業にかかる支払を証する証ひょう類
- (4) 補助事業の経過及び成果を証する書類並びに写真等の資料
- (5) その他（交付決定通知の写し等）

<事業報告書>

様式第6の「事業の名称」と同じ
名称を記載してください。

(記入例)

事業の名称	文化遺産を活かした地域活性化事業
事業の内容	<p data-bbox="609 584 1187 779">事業の実施内容を具体的に記載してください。 (開催日、開催場所、開催内容等)</p>
得られた効果	

<収支精算書>

交付決定通知書にある補助対象経費とその内訳(交付申請書を確認して記載してください。)を記入。

事業にかかった費用とその内訳を記入。

(記入例)

収入の部

区分	交付決定額 (円)	精算額 (円)	文化庁使用欄
自己負担額	20,000	27,350	
都道府県補助額			
市町村補助額	交付決定通知書に記載された補助金の額を記入。		補助金の執行額を記入(様式第6の精算額にも同額を記載してください。)
その他(自己収入等)			
小計	20,000	27,350	
国庫補助額	730,000	730,000	
合計	750,000	757,350	

支出の部

(記入例)

(単位：円)

区分	事業費 a=b+c	補助額 b	自己負担額 ・自己収入額等 c
地域の文化遺産次世代継承事業	630,150	609,700	20,450
(項) 情報発信・人材育成事業	594,400	573,950	20,450
(目) 賃金	223,200	219,050	4,150
共済費		0	
報償費	121,600	119,600	2,000
旅費	90,000	83,400	6,600
使用料及び借料		0	
役務費	32,400	31,600	800
委託費		0	
請負費		0	
原材料費		0	
需用費	127,200	120,300	6,900
(項) 普及啓発事業	35,750	35,750	0
(目) 賃金		0	
共済費		0	
報償費		0	
旅費		0	
使用料及び借料	35,750	35,750	
役務費		0	
委託費		0	
請負費		0	
原材料費		0	
需用費		0	
(項) 継承事業	0	0	0
(目) 賃金		0	
共済費		0	
報償費		0	
旅費		0	
使用料及び借料		0	
役務費		0	
委託費		0	
請負費		0	
原材料費		0	
需用費		0	
(項) 記録作成・調査研究事業	0	0	0
(目) 賃金		0	
共済費		0	
報償費		0	
旅費		0	
使用料及び借料		0	
役務費		0	
委託費		0	
請負費		0	
原材料費		0	
需用費		0	
(項) その他事業	0	0	0
(目) 賃金		0	
共済費		0	
報償費		0	
旅費		0	
使用料及び借料		0	
役務費		0	
委託費		0	
請負費		0	
原材料費		0	
需用費		0	
その他経費(事務費)	127,200	120,300	6,900
(項) 事務費	127,200	120,300	6,900
(目) 賃金		0	
旅費		0	
役務費		0	
委託費		0	
需用費	127,200	120,300	6,900
支出合計	757,350	730,000	27,350

主たる事業費

リストからいずれかを選択してください。

記入例では便宜上、不用な行を残してありますが、作成時には削除して下さい。

(記載上の注意)

※事業実施上、計上していない費目の欄は削除してください。

<支出内訳明細書>

(記入例)

(賃金・報償費用)

(項) 情報発信・人材育成事業費
(目) 賃金

支出内訳明細書の(項)、(目)は収支精算書(支出の部)の(項)、(目)の順番に従って作成してください。例えば、(項)情報発信・人材育成事業費において、賃金、報償費が発生していて、他の(項)でも賃金、報償費が発生している場合、各(項)ごとに別葉にして、作成してください。

支払年月日	目の細分	摘要 (受領者名等)	単価(円)	数量	単位	人数	金額	うち自己負担額等	領収書番号
H27.7.1~9.30	資料整理等賃金	文科花子：7~9月分 (8時間/日×10日×3ヶ月)	930	240	時	1	223,200	4,150	1

賃金については、領収書等のほかに、別途、実働時間を証する出勤簿等(勤務時間管理表、日報、出面表等)を添えてください。

領収書等の日付

賃金・報償費の単価を記載。
(※募集案内等にある上限額を超えていないか確認して、単位は募集案内等の上限単価表に合わせて記載すること。)

賃金・報償費の受領者が業務を行った時間等の単位を記載。単位は募集案内等の上限単価表に合わせて記載すること。

支払った経費を記載。(自己負担分を差し引かないこと。)

(項) 情報発信・人材育成事業費
(目) 報償費

支払年月日	目の細分	摘要 (受領者名等)	単価(円)	数量	単位	人数	金額	うち自己負担額等	領収書番号
H27.7.15	指導謝金	文化太郎 外4名 (6/30, 7/1, 7/15〇〇研修会)	9,400	3	日	3	84,600	0	2
H28.2.6	講演謝金	文科太郎 (2/6△△講演会)	37,000	1	日	1	37,000	2,000	3
							0	0	
							0	0	
合 計							121,600	2,000	

賃金・報償費等の目の細分を記載。
(※目の細分名は、「文化遺産を活かした地域活性化事業費国庫補助要項」別紙に従って記入すること。)

賃金・報償費の受領者名等を記載。

※領収書は、この支出内訳明細書に記載した順番どおりに並べてください。
※支出内訳明細は、領収書ごとに記載してください。
金額が少額で領収書が大量にあるため、領収書ごとに記載できない場合は、複数の領収書をまとめて記載することも可能とします。ただし、その場合はまとめた領収書内容の一覧表を作成して添付してください。

記載上の注意

目の細分欄は、補助要項の目の細分ごとに記載すること
記入欄が不足する場合は、適宜追加して作成すること
収支精算書の(項)及び(目)の順番どおりに作成して

<支出内訳明細書>

(記入例)

(旅費用)

(項) 情報発信・人材育成事業
(目) 旅費

支出内訳明細書の(項)、(目)は収支精算書(支出の部)の(項)、(目)の順番に従って作成してください。例えば、(項)情報発信・人材育成事業費において、旅費が発生していて、他の(項)でも旅費が発生している場合、各(項)の(目)旅費は別業にして、作成してください。

支払年月日	目の細分	摘要 (旅行者)	経路 (出発地-経由地-到着地)	単価 (片道)	数量	金額	うち自己負担額等	領収書番号
H27. 6. 30 ~7. 15	費用弁償	文化次郎	交通費(東京-×××) (6/30, 7/1, 7/15)	13,900	6	83,400	0	4
H27. 6. 30 ~7. 15	費用弁償	文化次郎	日当 (6/30, 7/1, 7/15)	2,200	3	6,600	6,600	4
合 計						90,000	6,600	

旅費の目の細分を記載。
(※目の細分名は、「文化遺産を活かした地域活性化事業費国庫補助要項」別紙に従って記入すること。)

旅行者の氏名を記載すること。

片道金額を記載すること。

往復の場合は「2」と記載し、往路と復路が異なる場合は、2行に分けて記載すること。

記載上の注意

- 目の細分欄は、補助要項の目の細分ごとに記載すること
- ガソリン代、日当は計上しないこと
- 記入欄が不足する場合は、適宜追加して作成すること
- 収支精算書の(項)及び(目)の順番どおりに作成してください。

<支出内訳明細書>

(記入例)

(項) 情報発信・人材育成
(目) 役務費

支出内訳明細書の(項)、(目)は収支精算書(支出の部)の(項)、(目)の順番に従って作成してください。例えば、(項)情報発信・人材育成事業費において、役務費、需用費が発生していて、他の(項)でも旅費が発生している場合、各(項)の(目)役務費、需用費は別葉にして、作成してください。

支払年月日	目の細分	摘要(品名等)	数量	単位	単価(円)	金額	うち自己負担額等	領収書番号
H28.1.13	通信運搬費	郵便料	30	通	80	2,400	800	5
H28.2.6	通信運搬費	機材運搬料	1	式	30,000	30,000		6
合 計						32,400	800	

領収書等の日付

賃金・報償費等の目の細分を記載。
(※目の細分名は、「文化遺産を活かした地域活性化事業費国庫補助要項」別紙に従って記入すること。)

購入した品名、契約した業務名等を記載してください。

記載上の注意

- 目の細分欄は、補助要項の目の細分ごとに記載すること
- 記入欄が不足する場合は、適宜追加して作成すること
- 収支精算書の(項)及び(目)の順番どおりに作成してください。

(項) 情報発信、人材育成事業
(目) 需用費

支払年月日	目の細分	摘要(品名等)	数量	単位	単価(円)	金額	うち自己負担額等	領収書番号
H28.1.13	消耗品費	封筒	30	枚	30	900	300	7
H28.1.23	印刷製本費	チラシ印刷	500	部	50	25,000	5,300	8
H27.11.16 ～ H28.3.10	消耗品費	ドッチファイル他	1	式	101,300	101,300	1,300	9,...
合 計						127,200	6,900	

領収書等の日付

購入した品名、契約した業務名等を記載してください。

記載上の注意

- 目の細分欄は、補助要項の目の細分ごとに記載すること
- 記入欄が不足する場合は、適宜追加して作成すること
- 収支精算書の(項)及び(目)の順番どおりに作成してください。

<支出内訳明細書>

(記入例)

(項) 普及啓発事業費
(目) 使用料及び借

支出内訳明細書の(項)、(目)は収支精算書(支出の部)の(項)、(目)の順番に従って作成してください。例えば、(項)情報発信・人材育成事業費において、役務費、需用費等が発生していて、他の(項)でも役務費、需用費等が発生している場合、各(項)の(目)役務費、需用費等は別葉にして、作成してください。

支払 年月日	目の細分	摘要 (品名等)	数量	単位	単価(円)	金額	うち自己 負担額等	領収書 番号
H27. 10. 3	会場使用料	市民ホール (大)	1	日	35,750	35,750	0	17
		賃金・報償費等の目の細分を記載。 (※目の細分名は、「文化遺産を活かした地域活性化事業費国庫補助要 項」別紙に従って記入すること。)						
合 計						35,750	0	

記載上の注意

- 目の細分欄は、補助要項の目の細分ごとに記載すること
- 記入欄が不足する場合は、適宜追加して作成すること
- 収支精算書の(項)及び(目)の順番どおりに作成してください。

(項) 事務費
 (目) 需用費

支払 年月日	目の細分	摘要 (品名等)	数量	単位	単価(円)	金額	うち自己 負担額等	領収書 番号
H27. 5. 22	消耗品費	封筒	30	枚	30	900	300	18
H28. 3. 15	印刷製本費	成果報告書	50	部	500	25,000	5,300	19
H28. 2. 5 ～3. 9	消耗品費	テープのり外11点	1	式	101,300	101,300	1,300	20, 21, 22, 23, 24, 25
		領収書等の日付			品名、委託業務名等を見積書や領収書の 但し書き等に合わせて記載してください。			
合 計						127,200	6,900	

記載上の注意

目の細分欄は、補助要項の目の細分ごとに記載すること
 記入欄が不足する場合は、適宜追加して作成すること
 収支精算書の(項)及び(目)の順番どおりに作成してください。

<補助事業に係る文化財の概要>

文化財の名称	
指定の有無	
文化財の概要	

文化財の名称	
指定の有無	
文化財の概要	

文化財の名称	
指定の有無	
文化財の概要	

(記載上の注意)

文化財毎に作成すること

<事業担当者連絡先>

ふりがな	
申請団体名	
ふりがな	
担当者氏名	
担当者連絡先	(TEL)
”	(FAX)
”	(E-mail)

<書類作成担当者連絡先>

ふりがな	
申請団体名 又は所属先	
ふりがな	
担当者氏名	
担当者連絡先	(TEL)
”	(FAX)
”	(E-mail)
郵送先	〒
その他	

実績報告書の作成者または内容について、御説明いただける方等で、修正や添付書類の不備について、対応いただける方を記載してください。
また、日中連絡の取れる連絡先を記載してください。代表番号の場合は、直通の連絡先も併記してください。
事業担当者と同じ場合は、「同上」と記載してください。

<領収書貼付台紙>

(記入例)

(項)	情報発信、人材育成事業	(目)	報償費	(目の細分)	指導謝金・講演謝金	領収書番号	2, 3
<p>領 収 書 No. 2 平成 27 年 7 月 15 日 文化遺産を活かした地域活性化事業実行委員会 様</p> <p>★ ￥ 28,200</p> <p>但 指導謝金 3日分 (6/30, 7/1, 7/15)</p> <p>上記 正に領収いたしました 内訳 9,400円×3日 税抜金額 消費税額等 (%)</p> <p>文化 太郎 印</p>		<p>領 収 書 No. 2 平成 27 年 7 月 15 日 文化遺産を活かした地域活性化事業実行委員会 様</p> <p>★ ￥ 28,200</p> <p>但 指導謝金 3日分 (6/30, 7/1, 7/15)</p> <p>上記 正に領収いたしました</p> <p>内訳 9,400円×3日 税抜金額 消費税額等 (%)</p> <p>手書きでも結構です。何に対する領収書か必ず明記してください。</p> <p>☆ ☆ 印</p>					
<p>領 収 書 No. 2 平成 27 年 7 月 15 日 文化遺産を活かした地域活性化事業実行委員会 様</p> <p>★ ￥ 28,200</p> <p>但 指導謝金 3日分 (6/30, 7/1, 7/15)</p> <p>上記 正に領収いたしました 内訳 9,400円×3日 税抜金額 消費税額等 (%)</p> <p>× × ○ ○ 印</p>		<p>領 収 書 No. 2 平成 27 年 7 月 15 日 文化遺産を活かした地域活性化事業実行委員会 様</p> <p>★ ￥ 28,200</p> <p>但 指導謝金 3日分 (6/30, 7/1, 7/15)</p> <p>上記 正に領収いたしました</p> <p>内訳 9,400円×3日 税抜金額 消費税額等 (%)</p> <p>○ × ○ × 印</p>					
<p>領 収 書 No. 2 平成 27 年 7 月 15 日 文化遺産を活かした地域活性化事業実行委員会 様</p> <p>★ ￥ 28,200</p> <p>但 指導謝金 3日分 (6/30, 7/1, 7/15)</p> <p>上記 正に領収いたしました 内訳 9,400円×3日 税抜金額 消費税額等 (%)</p> <p>▽ ▽ × × 印</p>		<p>領 収 書 No. 2 平成 27 年 7 月 15 日 文化遺産を活かした地域活性化事業実行委員会 様</p> <p>★ ￥ 28,200</p> <p>但 指導謝金 3日分 (6/30, 7/1, 7/15)</p> <p>上記 正に領収いたしました</p> <p>内訳 9,400円×3日 税抜金額 消費税額等 (%)</p> <p>○ × ○ × 印</p>					
<p>領 収 書 No. 3 平成 28 年 2 月 6 日 文化遺産を活かした地域活性化事業実行委員会 様</p> <p>★ ￥ 37,000</p> <p>但 講演謝金 (2/6)</p> <p>上記 正に領収いたしました 内訳 37,000円×1回分 税抜金額</p> <p>文科 太郎 文科 印</p>		<p>上限金額を超えて支払った場合は、団体の自己負担としてください。</p>					

※各領収書の宛名、金額、但し書きがきちんと見えるように貼り付けてからコピーしてください。
※受領者はサイン及び押印の両方を記載してください。

<領収書貼付台紙>

(記入例)

(項)	情報発信、人材育成事業	(目)	役務費	(目の細分)	通信運搬費	領収書番号	4
領 収 書 No. 4-							
<p>1 平成 27 年 6 月 30 日 文化遺産を活かした地域活性化事業実行委員会 様 ★ ￥ 30,000</p> <p>但 6/30 ○○研修会旅費として</p> <p>上記 正に領収いたしました 〒東京都千代田区○○ 文化次郎 (印)</p>							
<p>2 平成 27 年 7 月 1 日 文化遺産を活かした地域活性化事業実行委員会 様 ★ ￥ 30,000</p> <p>但 7/1 ○○研修会旅費として</p> <p>上記 正に領収いたしました 〒東京都千代田区○○ 文化次郎</p>							
<p>3 平成 27 年 7 月 15 日 文化遺産を活かした地域活性化事業実行委員会 様 ★ ￥ 30,000</p> <p>但 7/15 ○○研修会旅費として</p> <p>上記 正に領収いたしました 〒東京都千代田区○○ 文化次郎</p>							
<p>領 収 書 No. 5 平成 28 年 2 月 6 日 文化遺産を活かした地域活性化事業実行委員会 様 ★ ￥ 30,000</p> <p>但 2/6 ○○講演会旅費として</p> <p>上記 正に領収いたしました 〒東京都千代田区○○ 内訳 交通費 片道13,900円×2回 文化次郎</p>							

日当は一律補助対象外です。
日当を支払った場合は、団体の自己負担としてください。

※各領収書の宛名、金額、但し書きがきちんと見えるように貼り付けてからコピーしてください。
※受領者はサイン及び押印の両方を記載してください。

見えるように
い。

<領収書貼付台紙>

(記入例)

(項)	情報発信、人材育成 事業	(目)	役務費	(目の細分)	通信運搬費	領収書番号	6, 7
<p>〇〇郵便局領収書</p> <p>No. 6</p> <p>平成28年1月13日 文化遺産を活かした地域活性化 事業実行委員会 様</p> <p>定型 30通 × 82 ¥2,460</p> <p>合計 ¥2,400</p> <p>上記の金額を受領しました。</p> <p>〇〇郵便局受</p>							
<p>領 収 書 No. 7</p> <p>平成 28 年 2 月 6 日</p> <p>文化遺産を活かした地域活性化事業実行委員会 様</p> <p>★ ¥ 12,000</p> <p>但 機材運搬料 (6/30, 7/1・15, 2/6)</p> <p>上記 正に領収いたしました 内訳 3,000円×4回分</p> <p>×△運送株式会社 東京都銀座〇-□-△-207 Tel 03-3538-****</p> <p>×△和楽器店</p>							

※各領収書の宛名、金額、但し書きがきちんと見えるように
貼り付けてからコピーしてください。

※受領者は署名及び押印の両方を記載してください。

※各領収書の宛名、金額、但し書きがきちんと見えるように貼り付けてからコピーしてください。
※受領者はサイン及び押印の両方を記載してください。

<領収書貼付台紙>

(記入例)

(項)	情報発信、人材育成 事業	(目)	需用費	(目の細分)	消耗品費	領収書番号	8, 9...
<p>〇〇郵便局領収書</p> <p>No. 8</p> <p>平成28年1月13日 文化遺産を活かした地域活性化 事業実行委員会 様</p> <p>定型封筒 30通 × 30 ¥900</p> <p>合計 ¥900</p> <p>上記の金額を受領しました。</p> <p>〇〇郵便局受</p>		<p>領 収 書 No. 10</p> <p>平成 27 年 11 月 16 日</p> <p>文化遺産を活かした地域活性化事業実行委員会 様</p> <p>★ ¥ 12,000</p> <p>但 ドッチファイル 外2点</p> <p>上記 正に領収いたしました。</p> <p>内訳 ドッチファイル 540円×20 ゼムクリップ 540円 クリアファイル 660円</p> <p>×△文具店 東京都銀座〇-〇-△-207</p> <p>×△和楽器店</p> <p>手書きでも結構です。何に対する領収書か必ず明記してください。</p>					
<p>領収書</p> <p>No. 9</p> <p>平成28年1月23日 文化遺産を活かした地域活性化 事業実行委員会 様</p> <p>チラシ 500部 × 50円 ¥25,000</p> <p>合計 ¥25,000</p> <p>上記の金額を受領しました。</p> <p>■□印刷株式会社 東京都目黒区目黒2-9-8</p> <p>印</p>		<p>領 収 書 No. 11</p> <p>平成 28 年 2 月 6 日</p> <p>文化遺産を活かした地域活性化事業実行委員会 様</p> <p>★ ¥ 20,100</p> <p>但 トナー 外3点</p> <p>上記 正に領収いたしました。</p> <p>内訳 トナー 9,500円×2個 用紙 1,100円</p> <p>×△サプライ株式会 社</p> <p>×△和楽器店</p>					
		<p>きがきちんと見えるように 。を記載してください。</p>					

※各領収書の宛名、金額、但し書きがきちんと見えるように貼り付けてからコピーしてください。
※受領者はサイン及び押印の両方を記載してください。

実績報告書必要書類等チェックシート

※必ず「手引き書」及び「実績報告書記入例」を確認、熟読の上、実績報告書を作成してください。
手引き書等に従って作成されていない実績報告書は認められない場合があります。

1. 実績報告書（様式第6）について	①	実績報告書の作成にあたり、「手引き書」及び「実績報告書記入例」を精読しましたか？	<input type="checkbox"/>
	②	文書日付について、	/
	A	事業完了日から30日以内または平成27年4月10日のいずれか早い年月日になっていますか？	
	B	補助事業実施期間の完了日以降になっていますか？	<input type="checkbox"/>
	③	補助事業者名・代表者職名・代表者氏名は交付決定通知書と同じ名称が記載されていますか？ （変更がある場合は、⑤を確認。）	<input type="checkbox"/>
	④	代表者職名は実行委員会の規約や名簿と整合性が取れていますか？ （規約や名簿では「会長」となっているのに、代表者職名が「実行委員長」等になっていませんか？）	<input type="checkbox"/>
	⑤	補助事業者名、所在地、代表者職名及び氏名が変更となっている場合は、様式Aの補助事業者等変更届を提出していますか？	<input type="checkbox"/>
	⑥	押印はされていますか？	<input type="checkbox"/>
	⑦	事業の名称は、交付決定を受けた交付申請書に記載された名称と同じ名称になっていますか？	<input type="checkbox"/>
	⑧	補助事業の実施期間について、完了日は実際に事業が完了した日にしていますか？	<input type="checkbox"/>
	⑨	交付決定額は、交付決定通知書の金額と一致していますか？	<input type="checkbox"/>
⑩	精算額は、収支精算書（収入の部）の精算額欄にある国庫補助額と同額になっていますか？	<input type="checkbox"/>	
⑪	不用額は、収支精算書（収入の部）の交付決定額欄にある国庫補助額から精算額欄の国庫補助額を除いた額となっていますか？ （「精算額」＋「不用額」＝精算額欄の「国庫補助額」となっていますか？）	<input type="checkbox"/>	
2. 事業報告書について	①	事業の名称は、交付決定を受けた交付申請書に記載された名称と同じ名称になっていますか？ 実績報告書（様式第6）の事業の名称と同じ名称になっていますか？	<input type="checkbox"/>
	②	事業の実施内容について、具体的かつ詳細な内容を記載していますか？ （行事・講座等の開催日、開催場所、開催内容等）	<input type="checkbox"/>
	③	得られた効果は、事業実施により想定される効果と整合性が図られていますか？計画策定自治体と調整が図られた記述となっていますか？	<input type="checkbox"/>
3. 収支精算書について （収入の部）、（支出の部）	①	収入の部について、	/
	A	交付決定額欄の額は、交付決定通知書の交付決定額と一致していますか？収支精算書（支出の部）の補助額の合計と整合性がとれていますか？	
	B	精算額欄に記載した金額は、実績報告書（様式第6）の精算額、収支精算書（支出の部）の事業費の合計、補助額の合計及び自己負担額等の合計と整合性がとれていますか？	<input type="checkbox"/>
	②	支出の部について、	/
	A	記載上の注意をよく読んだ上で作成しましたか？ （実施した事業に関係のない項、目の欄は削除等）	
B	補助要項別紙に記載のない項、目、目の細分を追加していませんか？	<input type="checkbox"/>	
4. 支出内訳明細書	①	支出内訳明細書は、収支精算書（支出の部）の（項）、（目）の順番に沿った形で作成していますか？	<input type="checkbox"/>
	②	賃金・報償費（謝金）、旅費について、専用のシートを使用して作成していますか？	<input type="checkbox"/>
	③	賃金・報償費（謝金）について、	/
	A	単価は、単価上限を超えない金額になっていますか？ 単価上限を超えている場合は、超過分を自己負担額欄に記述していますか？	
	B	単位は、実務手引き書にある単価表と同じ単位で計上していますか？	<input type="checkbox"/>

	④	旅費について、	
	A	単価は、単価上限を超えない金額になっていますか？ 単価上限を超えている場合は、超過分を自己負担額欄に記述していますか？	<input type="checkbox"/>
	B	実費の場合は、移動区間を記載していますか？（例：JRO○駅～△△空港～近鉄××駅）	<input type="checkbox"/>
	C	地方公共団体の旅費規程を採用した場合、その旨を摘要欄に記載するとともに、当該旅費規程を添付していますか？	<input type="checkbox"/>
	D	日当を支払っている場合、日当相当額を自己負担額欄に計上していますか？ （日当は一律補助対象外）	<input type="checkbox"/>
	⑤	支払年月日には、領収書日付、請求書日付等が記載されていますか？ （複数の領収書等をまとめて記載している場合、内訳の分かる領収書が添付されていますか？）	<input type="checkbox"/>
	⑥	摘要欄に、用途を判別できる情報が記載されていますか？	<input type="checkbox"/>
	⑦	一式、としている場合の詳細な内訳を添付していますか？ （物品名、単価、個数、金額等がわかる書類を添付してください。）	<input type="checkbox"/>
	⑧	補助対象外経費は計上されていないですか？ （補助要項、募集案内、実務手引き書を参照）	<input type="checkbox"/>
	⑨	支出内訳明細書の目毎の金額と、収支精算書（支出の部）の目毎の金額は合致していますか？	<input type="checkbox"/>
	⑩	自己負担額欄について	
	A	自己負担額（都道府県補助額、市町村補助額、その他収入含む）がある場合は、「自己負担額」欄への記載をしていますか？	<input type="checkbox"/>
	B	金額欄の内数になっていますか？	<input type="checkbox"/>
	⑪	すべての金額欄の検算をしましたか？	<input type="checkbox"/>
5. 担当者連絡先について	①	書類作成担当者の連絡先は、平日の日中に連絡のとれる電話番号、アドレスを記載していますか？	<input type="checkbox"/>
6. 帳簿、領収書等の証憑類	①	支払を証明する書類等はすべて添付されていますか？	<input type="checkbox"/>
	②	領収書等について、	
	A	コピーを添付し、原本は手元に保存してありますか？	<input type="checkbox"/>
	B	支出内訳明細書の領収書番号欄と同じ番号を振り、同じ順番で添付してありますか？	<input type="checkbox"/>
	C	任意のA4用紙または様式第6の領収書貼付台紙をA4で印刷したものに貼り付けていますか？ 各領収書が重ならないように貼り付けていますか？	<input type="checkbox"/>
	D	領収書の内容にはきちんと必要事項が記載されていますか？ （宛名、但し書き、領収印、領収書日付）	<input type="checkbox"/>
	E	領収書の宛名は補助事業者名、または構成団体名の正式名称になっていますか？（構成団体宛であれば、実行委員会の構成団体であることが証明できる書類を添付してください。）	<input type="checkbox"/>
	③	賃金において、領収書と併せて、実働時間を確認できる出勤簿等（勤務時間管理簿、日報、出面表等）を添付してありますか？	<input type="checkbox"/>
	④	出演料、旅費、謝金等において、団体の代表が一括して受領し、その後分配している場合、団体の代表のみの受領印ではなく、分配後の各人からそれぞれ受領印（金額も明記してあるもの）を貰っていますか？	<input type="checkbox"/>
	⑤	委託費・請負費がある場合は、詳細な仕様書を添付していますか？	<input type="checkbox"/>
	⑥	発注単価が10万円以上の場合、見積書を添付していますか？ 発注金額が100万円以上の場合、複数者から見積書を徴していますか？ 複数者から見積書を徴することが出来ない場合は、理由書（任意様式）を添付していますか？	<input type="checkbox"/>
7. ～11. その他添付書類について	①	事業実施の際の成果物（報告書、パンフレット、チラシ、ポスター等）を添付していますか？	<input type="checkbox"/>
	②	実行委員会の規約及び名簿は添付していますか？ （（仮）や（案）になっているものは不可。）	<input type="checkbox"/>
	③	交付決定通知書の写しは添付していますか？	<input type="checkbox"/>
	④	計画変更を行っている場合は、計画変更承認通知書を添付していますか？（金額の変更を伴う計画変更の場合は、変更交付決定通知書も合わせて添付していますか？）	<input type="checkbox"/>
	⑤	この実績報告書必要書類チェックシートを添付していますか？	<input type="checkbox"/>